

初めての一人暮らしで気を付けてほしい消費者トラブル ≡ 就職・入学など新生活のスタートでつまづかないために ≡

3月は新社会人や学生などが一人暮らしを始める時期です。初めての一人暮らしでは、これまでに体験したことのないさまざまな契約を自分自身ですることになり、中には複雑な契約や高額な契約もあります。そこで、初めての一人暮らしで気を付けてほしい消費者トラブルを紹介します。十分にご注意ください。

①退去時の原状回復などの「住宅の賃貸借」トラブル

- 契約時：契約書類の記載内容や賃貸住宅の現状をよく確認しましょう。
- 入居中：入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。
- 退去時：清算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。

②引越しや不用品回収などの「引越し関連」トラブル

- 引っ越しサービスの契約時は約款をよく確認し、価格とサービス内容も十分に検討しましょう。
- 引越し完了後はすぐに荷物の状態を確認しましょう。
- 不要品はお住いの市町村が案内するルールで処分しましょう。

③新生活を狙った「訪問販売」トラブル

- その場ですぐに契約せず、不安や不審な点があれば家族や身近な人に相談！
- 不要な契約であればさっぱり断りましょう。
- 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができる場合があります。

④新生活でも気を付けたい「もうけ話」トラブル

- うまい話に飛びつかないようにしましょう。
- 知り合った相手から「簡単に稼げる」などと勧誘されても、うのみにしない！
- 借金をしてまで投資や副業等のためにお金を支払うことはやめましょう。

⑤スマホやネット回線などの「通信契約」トラブル

- 料金プランやサービス内容を書面でもしっかり確認し、説明を受けましょう。
- 転居時にネット回線契約を変更する際にも契約条件などをよく確認しましょう。



【連絡先】 ◎困ったときは、まず、相談を！

- ・消費者ホットライン（局番なし） 188（函館消費者センターまたは国民生活センターへ繋がります）
- ・北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999（平日9:00~16:30）
- ・長万部町産業振興課 ☎2-2455

カラスの営巣による電気事故防止にご協力願います

春先から初夏にかけて、カラスの営巣りが盛んになり、市街地では電柱にも巣が作られます。巣の材料に針金やハンガーなどの金属が使われることもあり、この金属が電線に触れると、停電を引き起こす可能性があります。

ほくでんネットワークでは巡視などを行い、電柱の上に巣を発見したときは、これを取り除いていますが、地域の皆さまの目撃情報により巣を取り除き停電を防ぐことができた事例が数多くございます。

電柱の上でカラスの巣を発見された場合は、お手数ですがご連絡をお願いいたします。



【連絡先】 北海道電力ネットワーク(株)八雲ネットワークセンター ☎0120-06-0913



求人募集

(有料広告)

(有)かにめし本舗かなや

~私たちは一緒に働いてくださるスタッフを募集しています~

ご検討いただける方は、まずは下記までご連絡ください

◇連絡先 01377-2-2007(代) 担当：松島